

「地域情報連絡員制度」で 心と心のふれあうまちづくり

「地域情報連絡員制度」は、地域のさまざまな課題を把握し、町民のみなさんと町が情報を共有することにより「心と心のふれあうまちづくり」を進めていくことが目的の制度です。

地域の要望や意見、町に対する提言など気軽にお聞かせください。

1 役場職員が連絡員。

地域と町をつなぐ情報のパイプ役です。

役場職員、4～5人でグループをつくり、町内の各方面区に配置しています。この連絡員が、地域の要望や意見を伺ったり、町からの情報をお伝えします。

- ・職員の住所地を優先して配置しています。
- ・グループで複数の方面区を受け持っています。

ほぼ全職員が連絡員になっています。

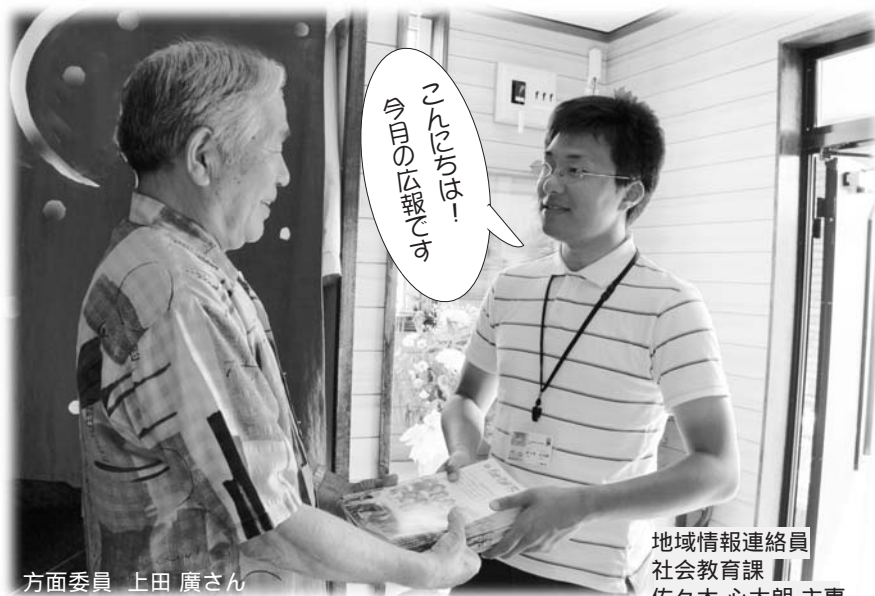
2 毎月「広報はぼろ」や回覧文書などを 方面委員さんにお届けします。

その際、コミュニケーションを図ります。

配達の時をひとつの機会、きっかけとして方面委員さんから情報の有無を確認し意見や要望を伺います。

毎月の配達により、「わざわざ」ではなく、気軽に連絡や発言できる環境づくりに務めます。

町からの情報提供は必要に応じていたします。



第5方面区への
広報6月号配達の
ひとコマ

方面委員 上田 廣さん

地域情報連絡員
社会教育課
佐々木 心太郎 主事

3 地域と町が情報を共有するための制度です

連絡は、広報の配達るとき以外にもお受けします。要請があれば地域での諸会議等にも出席します。もちろん、連絡員にではなく直接役場の担当課に電話連絡など下さってもかまいません。

天売、焼尻両地区については、広報は郵送です。また、原野地区は、季節や天候により郵送に切り替える場合もあります。

➡ お問い合わせ 総務課広報広聴係 ☎ 62-1211 ✉ s-kouhou@town.haboro.lg.jp